

仕 様 書

1 目 的

山梨県立中央病院（以下「甲」という。）において死亡した患者の死後の処置と見送り（以下「処置等業務」という。）に関する業務の内容及び範囲を定め、受託業者（以下「乙」という。）の遵守事項等を定めることを目的とする。

2 業務の内容

（1）業務の対象

- ・甲が指定する甲の施設内で死亡した者（以下「対象者」という。）
- ・原則、処置等業務により乙に感染の恐れがある対象者は、対象外とする。

（2）業務の内容

- ・全身清拭・ドライシャンプー
- ・オムツ又は下着の取替
- ・顔剃り
- ・整髪
- ・その他甲が指示する業務
- ・綿詰め（鼻・口等）
- ・衣服の着用
- ・化粧
- ・合掌（遺族等の希望を確認）

（3）処置等業務手順

- ① 担当看護師と処置等業務前に打ち合わせを行う。この際、対象者に感染リスクがないか確認を行うこと。
- ② 処置等業務にあたり、遺族等の尊厳を重視し、その要望や信仰等を確認し、意に反する行為は行わないこと。また、遺族等が希望する場合は一緒に行う。
- ③ 点滴・ドレーン類の抜去等の医療行為は医師又は看護師が行う。
- ④ 処置等業務に必要な消耗品等を準備する。なお、タオル類・オムツは当院（遺族等）が用意する。

消耗品例

- ・綿花・竹箸・顔あて・合掌バンド・あごバンド・フェイスチーフ
- ・髭剃り・髭剃り用フォーム・消毒用アルコール・乳液
- ・ピンセット・はさみ・くし 等

- ⑤ 処置等業務が終了したときは、担当看護師に報告し確認を受ける。
- ⑥ 処置等業務終了後に、別紙「業務報告書」を遅滞なく甲に提出する。その際、報告書には業務終了後に当院看護師の確認を受けた旨を必ず記載する。

（4）見送り

- ・担当医師又は看護師の指示があった場合、若しくは状況に応じて遺体の見送りに立ち会うものとする。

3. 条件

- (1) 業務に従事できる者を10名以上雇用していること。
- (2) 従事者に女性がいること。当院の要請があった場合、可能な限り女性従事者を派遣できるよう努力すること。
- (3) 処置等業務は、必ず2人以上で実施するものし、常時2名の従事者2組以上を待機しておくこと、
- (4) 乙は、甲から要請があった場合、30分以内に甲の指定する場所で処置業務を開始できる体制を365日、24時間保持できること。
- (5) 清拭に必要な化粧道具、シャンプー及び予備のタオル等の消耗品は、乙が用意するものとし、その費用は委託料に含むものとする。
- (6) タオル類、清拭バケツは、甲が用意するものを使用し、使用後の扱いは甲の指示を受けて処理すること。
- (7) 乙は、処置等業務にあたっては、清潔な白衣及び名札を着用するものとし、その費用は委託料に含むものとする。
- (8) 従事者に業務に必要な研修を行うこと。新規雇用者の知識・技能等を習得させるため、段階的な研修が実施できること。

4 業務遂行上の厳守事項

- (1) 乙は、遺体に対して最高の尊厳と遺族に対する最大限の配慮をもって処置業務等にあたること。
- (2) 乙は、甲の指示に従うとともに、業務の遂行において知り得た情報等を一切漏洩しないこと。
- (3) 対象者の遺族等に対して、乙が実施する他の業務につながる営業活動・勧誘を一切行わないこと。
- (4) 乙は、感染症の防止のための最大限必要な保護を行ったうえで処置等業務にあたるとともに、感染症等の防止に関する社員の研修等を行い、安全確保に努めること。
- (5) 乙は、処置業務等の遂行にあたっての細部について不明な点が生じた場合は、甲の指示を仰ぎ、その指示に従うこと。

5 その他

- ・ 処置等業務に関し疑義等が生じた場合は、甲乙が速やかに協議し、解決にあたるものとする。